

経営事項審査の申請をした富山県知事許可業者のみなさまへ
(経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査について)

経営事項審査の審査基準の改正が令和8年7月1日から施行されます。
改正に伴う再審査については下記のとおりとなりますので、ご留意願います。

1 再審査の概要

(1) 趣旨

改正前の旧基準で審査済みの審査結果を、改正後の新基準で再計算を行った新しい審査結果に置き換えるための手続きです。なお、新基準による再審査は義務ではありません。再審査を受けない場合でも、改正前の旧基準に基づく経営事項審査は有効です。

また、再審査による結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

(2) 再審査の対象

下記の①②の要件をともに満たすもの

- ①改正前の旧基準に基づく経営事項審査結果通知書を有すること。
- ②再審査の申立てをする日が、経営事項審査結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）以内のものであること。

(3) 再審査申請できる項番

改正に係る事項の審査に限ります。受審済みの経審結果を修正しようとする目的（誤り部分の修正や対象業種や完工高の変更等）での再審査は受け付けません。

2 受付期間

令和8年7月1日から令和8年10月28日まで

3 申請書類（部数：正本1部、副本2部の計3部）

再審査の対象は改正項目のみですが、申立書にはすべての項目を記入してください。

- ① 経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十四）
- ② 工事種類別完成工事高／工事種類別元請完成工事高（別紙一）の写し
- ③ 技術職員名簿（別紙二）の写し
- ④ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ⑤ 建設機械の保有状況一覧表（富山県独自様式）

※新たに不整地運搬車・アスファルトフィニッシャを計上する場合に提出
既に計上済の機械の変更はできません。

- ⑥ 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）
自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）
※自主宣言制度を「有」とする場合に提出
- ⑦ 旧基準による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
再審査を受けた場合でも、改正前の旧基準による結果通知書は回収しません。
- ⑧ ⑦を申請した際の申請書類の写し一式
※経営状況分析を受けなおす必要はありません。

4 記載例

『R8.7再審査記載例』のとおり

5 改正の主な内容

- ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加（5点）
※審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点
なお、この加点項目の追加に伴い、従来の「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分が見直されます。
民間工事を含む全ての建設工事15点⇒10点、全ての公共工事10点⇒5点
- ・「建設機械の保有状況」の加点対象となる機械が拡大
※「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が加点機械に追加

6 手数料

無料

7 再審査の申立てをした場合の旧基準結果の取扱い

旧基準により既に通知した結果通知書は回収しません。

なお、インターネットに公表される結果については、再審査の結果に置き換えられます。

8 申請窓口

主たる営業所のある地区を所管する土木センターの企画管理課業務班

※電子申請による再審査の受付は行いません。

以上

R8.7再審査記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 1

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
~~総合評定値請求書~~

令和 年 月 日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。~~
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
~~建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この部分を見え消し

再審査申請日を記入

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

A

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	-

申請時番号	02	大臣知事 閣下 国土交通大臣知事 許可 (一般)	第 号 令和 年 月 日
-------	----	--------------------------	--------------

再審査提出時において有効な許可を記載

前回の申請時番号	03	大臣知事 閣下 国土交通大臣知事 許可 (一般)	第 号 令和 年 月 日
----------	----	--------------------------	--------------

審査基準日	04	令和 年 月 日
-------	----	----------

申請等の区分	05	「4」を記載
--------	----	--------

処理の区分	06	
-------	----	--

法人又は個人の別	07	資本金額又は (1.法人) 2.個人 (千円)
----------	----	-------------------------

再審査提出日現在の許可状況を記載

商号又は名称のフリガナ	08	
-------------	----	--

商号又は名称	09	
--------	----	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	
-----------------	----	--

代表者又は個人の氏名	11	
------------	----	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	
-------------------	----	--

主たる営業所の所在地	13	
------------	----	--

郵便番号	14	電話番号
------	----	------

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設業	15	
-------------	----	--

(1.一般)
2.特定

経営規模等評価等対象建設業	16	前回の申請と同一
---------------	----	----------

前回の申請と同一

自己資本額

項番 1 7 3 5 10 13 (千円) (1. 基準決算) (2. 2期平均)

審査対象

基準決算	(千円)
直前の審査基準日	(千円)

利益額 (2期平均)

1 8 3 5 10 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前の審査対象事業年度
営業利益 (千円)	営業利益 (千円)
減価償却実施額 (千円)	減価償却実施額 (千円)

技術職員数

1 9 3 5 (人)

登録経営状況分析機関番号

2 0 3 5

経営状況分析を受けた機関の名称

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

記入しない

再審査申請の直前に受けた経審結果通知書の通知年月日を記載

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
令和8年7月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

この通りに記入

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

